宇治市政だより

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㉒3141㈹
印刷所 新進堂印刷

草刈り指導

年間750件

すすんで刈り取りを

いまは雑草の伸びる季節——。市内のあちこちのあき地で、つよい日ざしをあびてぐんぐん伸びています。あき地の雑草はそのままにしておくと、生活環境を悪化させたり、優良農地を害する恐れがありますので、早いめに刈り取るようにしましょう。

住宅地の近くの空地に勢いよく伸びる雑草（伊勢田町名木）

市では、昭和五十年七月に「宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例」、いわゆる草刈り条例をつくり、土地の所有者や管理者に対してあき地を正しく維持管理するよう義務づけ、指導を行っています。

昨年度は宇治市全体で、七五〇件、約六七・五㌶の土地に草刈りの指導を行い、そのうち七一八件、約六五㌶が所有者のご理解による草刈りなどの処理をしていただいています。

草刈りは、伸びざかりの六～七月ごろと、九月ごろの二回行うのが理想的です。とくに、セイタカアワダチソウのように秋に花が咲くもの、立ち枯れのまま残って火災のおこる恐れのある場合などは、必ず秋にもう一度刈りとってください。

あなたのご近所に、

- ◎カやハエなどの衛生害虫が発生している
- ◎ゴミの不法投棄が著しい
- ◎交通の障害となっている
- ◎人の健康を害する恐れがある
- ◎防犯や火災予防のうえで好ましくない
- ◎ウンカやメイ虫などの農作物害虫が発生している
- ◎あぜ道や用水路などで、人の通行や流水の障害となっている

というような雑草の茂ったあき地がありましたら、市役所環境保全課までご連絡ください。所有者がわからなかったり、市外に住んでいる場合でも、ご連絡いただければこちらから連絡をとり、指導・助言を行います。

なお、昨年度に指導したあき地の所有者に対しては、適正な管理をするように事前通知をしていますが、町内会や自治会がこれにかかわらず自主的に、あき地の所有者や管理者に草刈りの要請をしていただければ、市では、その町内会・自治会に報奨金を支給しています。

また、あき地の所有者が自ら草刈りできない場合には、一平方㍍当り四円ほどで市に委託することができます。

これらの制度や手続きなど、くわしくは環境保全課までご連絡ください。

ひとのみに
なってあかるい
まちづくり
（三宮戸小五年　小林勝君の作品）

大へん便利です

市民課窓口　証明類の交付など

ご近所の連絡所でも住民票の写しを受け取ったり戸籍謄・抄本などを申請できる「市役所連絡所制度」と、電話予約をすれば市役所の昼休み時間中でも証明類のとれる「昼休み時間交付制度」が、昭和五十一年六月にスタートして三年目を迎えました。

市役所連絡所の利用状況をみると、一年目が二、九六七件、二年目が三、二〇七件もあり、やや増える傾向にあります。とくに、住民票の写しや母子健康手帳の交付に利用されるのが多く、市役所へ行くのが不便な地域の人びとに好評を得ており、市民生活のなかに定着してきているといえます。

一方、昼休み時間の交付件数をみると、一年目三五六件、二年目三三四件と減っており、一日一件に満たない利用状況となっています。これは、まだ利用の仕方がよくわからないなどの理由からと思われます。せっかく市民のみなさんの強い要望で設けられた制度ですから、「よく知らない」「知っているが利用方法がわからない」という市民のみなさんにおとどし利用していただくため、市役所連絡所と証明類の昼休み交付について説明しましょう。

近くの市役所連絡所で交付の手続き…

【市役所連絡所】

市役所連絡所は裏のとおり市内八カ所に設置されており、それぞれ市の委託を受けていただいた商店のご協力によって運営されています。連絡所で取り扱う証明類は住民票の写し、戸籍謄・抄本、身元証明書、母子健康手帳に限られています。

住民票の写しが必要な場合、午前十一時半までに㉒〇〇三〇番へ電話していただければ、その日のうちに連絡所へ届けますので、午後四時から七時までに受取りに行ってください。

また、戸籍謄・抄本、身元証明書、母子健康手帳は、連絡所に申し込みますと自宅へ直接郵送します。

なお、日曜日、祝日はもちろん土曜日と商店の休業日は取り扱いをしません。また、問い合せは直接市民課までご連絡ください。

【昼休み時間交付】

昼休みの時間を利用すれば、市役所に行ける人のために設けられたもので、電話予約のあった証明類を正午から午後一時までの昼休み中でも交付します。

取り扱う証明類は印鑑登録証明、住民票の写し、戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、身元証明書、戸籍附票の写し、外国人登録済証明に限られています。

申し込み方法は、必ず午前十一時半までに、直通電話㉒〇三三〇番で予約します。そして、正午から午後一時までに市民課の「電話予約コーナー」へ行きますと、予約された証明類をお渡しします。ただし、窓口でそれぞれの申請者に記入していただきます。

なお、証明類の中には、印鑑が必要であったり、代理人が受け取るときに「委任の旨を証する書面」などが必要なものもありますので、ご注意ください。

市役所連絡所

設置場所	店名	休業日
小倉町西浦（近鉄小倉駅前）	カメラのうさぎ堂	毎週金曜日
槇島町南落合（紫ケ丘団地7の通り）	江口商店	毎週水曜日
羽拍子町（大開マーケット東隣り）	松下時計店	毎週水曜日
木幡御陵（御蔵山商店街）	岩田書店	定休なし
木幡西中（京阪木幡駅東100m）	志水商店	毎週日曜日
五ケ庄芝ノ東（宇治小学校西向い）	黄檗薬局	定休なし
広野町茶屋裏（近鉄大久保駅東）	荒木書店	毎週日曜日
伊勢田町遊田（西小倉小南100m）	小山瑞泉堂	定休なし

農業委員選挙

立候補予定者事務打合せ会

7月14日

七月十九日で任期満了となる農業委員会委員の選挙が七月十四日（金）に全国一斉に行われます。

宇治市選挙管理委員会では、選挙にさき立ち立候補予定者と候補される人は必ず出席してください。

▽とき：6月26日（月）午後1時半から

▽ところ：職員会館大会議室

（選挙管理委員会）

6月26日

夏だ、お風呂だ、1割引だ!!——お風呂・お台所・洗面所の新築・増築・修理は当店へどうぞ

ゆかたサンタの風呂まつり・期間6月15日～25日

大阪ガス代理店
京南ガス設備㈱
宇治市槇島町11　電話0774(23)1122㈹

六地蔵支店　町並信号北入300m西側　電話0774(32)2323
宇治支店　宇治橋通り三丁目北　電話0774(22)2134
小倉支店　近鉄小倉駅前西側　電話0774(22)9020
久津川支店　24号線久津川信号東北角　電話07745(2)5264
寺田支店　城陽市役所南側　電話07745(2)6969
富野荘支店　城陽市富野西堀内33　電話07745(2)3891

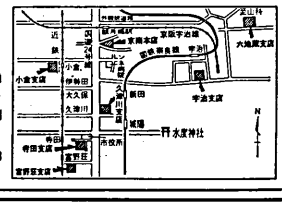

老人・福祉医療

7月から新受給者証に

いま使っておられる「老人・福祉医療費受給者証」は、今月末で切り替えになります。

市では、お年寄りや心身障害者などを対象に医療費の助成を行っています。これらの方にお渡しているのが「老人・福祉医療費受給者証」で、今月末で期限切れになります。

新しい受給者証は六月三十日までにお届けしますので、七月一日からは新しい受給者証で診療を受けてください。

古い受給者証は郵送などでお返しください。

なお、新たな手続きは必要ありませんが住所、扶養義務者、健康保険証などに変更があった場合はすみやかにご連絡ください。

また、次に該当される人で、まだ申請されていない場合は、健康保険証と印かんを添えて福祉事務所社会課へご連絡ください。

▽老人の場合
・70歳以上
・65歳から69歳までで、所得税非課税世帯、ねたきり、ひとり暮らし、老人世帯、身障四級以上のいずれかの人

▽心身障害者（児）の場合
・身障等級一・二級の人
・精神重度の人
・身障等級三級で、精神中度の人

▽母子家庭児童の場合
・義務教育終了前の児童

※ただし、社会保険に加入している本人や無保険の人は対象になりません。

（社会課）

児童手当

所得限度額決まる

ことしの児童手当の所得限度額は昨年と同額となりました。

ただし、各控除額は三万円引き上げられ、次の表のように決まりました。

児童手当制度のあらましは、次のとおりですので、この条件にあてはまる人は福祉事務所福祉課まで申請してください。

児童手当は、

①十八歳未満の児童を三人以上養育し、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童であること。

②母のいずれかが日本国籍であること。

③養育者の所得額が表の限度額を超えないこと。

以上の条件を満たすに月額五千円（十月から市民税所得割非課税世帯には六千円）が支給される制度です。

53年度の児童手当所得限度額

扶養親族および児童等数	所得限度額
0人	2,226,000円
1人	2,486,000円
2人	2,746,000円
3人	3,006,000円
4人	3,266,000円
5人	3,526,000円
以下1人増すごとに	260,000円加算

限度額に加算		
社会保険料一律		80,000円
老人扶養親族1人につき		60,000円
障害者控除	いずれも	230,000円
老年者 〃		
寡婦 〃		
勤労学生 〃		
特別障害 〃		310,000円

現況届は 6月末までに

児童手当を受けている人は、「児童手当現況届」を今月末までに提出してください。

この届けをしなければ、六月分以降の手当を受けられませんのでご注意ください。

児童扶養手当
特別児童扶養手当

届け期間が変更

また、これまで、六月中に提出していただいていた児童扶養手当と特別児童扶養手当の所得状況届は、法改正により、今年から、八月十一日から九月十日までの間に提出していただくことに変わりました。

いまお持ちの旧証書は、そのまま保管し、福祉事務所からの通知をお待ちください。

手話学習教室

ろうあ者のことばである「手話」を学んでみませんか。

健聴者を対象にした手話学習教室が7月から11月までの毎月2回、午後7時から8時半まで宇治市役所（分庁舎（宇治橋通り）で開きます。

手話の学習やろうあ者問題の講座を通じて、地域でろうあ者と健聴者が理解し合い、交流することを願うもので、受講は無料です。

受講希望者は7月1日までに福祉事務所福祉課まで申込んでください。電話でも受付します。電話㉑三四一番へ。

なお、7月6日、19日、8月9日、23日、9月6日、20日、10月4日、18日、11月8日、22日に開かれます。

消費生活連続講演会

日ごろの消費生活で私たちが感じている――物価はなぜ高いか――をテーマとして、三回にわたって、「消費生活連続講演会」を開きます。

物価のしくみを勉強してみましょう。

▽第一回…6月30日（金）
「円高差益はどこへ行った」
講師は地域経済研究所長庄林三雄さん。

▽第二回…7月6日（木）
「肉はなぜ高いか」講師は京大農学部助教授吉田忠さん。

▽第三回…7月14日（金）
「こまかし値上げをみぬこう」講師は京都消費連事務局長高橋和子さん。

いずれも、会場は市民会館内の労働セツルメント、時間は午前9時半から12時までです。

参加料は無料。直接会場へお越しください。

（交通労政課）

西小倉中学校 校歌募集

ことし四月に開校したばかりの西小倉中学校では、広く市民のみなさんから校歌の歌詞を募集しています。

西小倉中は詩情豊かな旧巨椋池の一角に位置しており、北に桃山御陵・伏見桃山城を仰ぎ、東には宇治川・朝日山など緑深い山なみが横たわり、近鉄沿線にはお宇治街が広がり、自然の恵みと人為の恵みの調和した学習にふさわしい環境にあります。

応募される人は、7月20日までに宇治市立西小倉中学校校歌制定委員会＝伊勢田町遊田7の1（㉑0057）へお送りください。

（教育委員会）

納税の出張受付

今月は、市・府民税の第一期分の納期月です。この機会をご利用になって納税にご協力ください。

▽とき…6月28日（水）午前10時～午後4時

▽ところ
木幡公民館　大和田公会堂
神明公民館　開公民館
広野公民館　目川公会堂

なお、納税に便利な口座振替制度もありますので、金融機関の窓口でお問い合せください。

（納税課）

オリエンテーリングのつどい

▽とき…6月25日（日）午前9時、京阪宇治駅に集合

▽ところ…枚方渚台オリエンテーリングコース

▽対象…市民、または市内に通勤する人（小学生には保護者同伴のこと）

参加料は無料。希望者は、当日、弁当や水筒などを用意して集合場所に集ってください。

（社会教育課）

市営プールのアルバイト募集

体育協会では、貴船公園と西宇治公園の両市営プールのアルバイトを募集しています。

▽対象と人数
高校生……男女各15名
大学生……男女各若干名

▽応募資格
(1)高校生は二・三年生
(2)大学生男子は水泳指導員の資格を持っている人が望ましい。
(3)期間中継続して勤務できる人。

▽期間…7月9日～8月31日

▽給料…高校生一時間四〇〇円
大学生一時間四五〇円

応募申込み用紙は公園事務所に置いてありますので、希望者は6月25日までに取りに来て申し込んでください。

お問い合せは貴船公園管理事務所＝五ケ庄三番割宮有地、電話㉑一九〇五番へ。

消費者コーナー ⑮

まだまだ不正確

モニターが計量調査

今回は、宇治市消費生活モニターが行った計量調査の結果をお知らせしましょう。

この調査は、各モニターが五月十二日から十九日の間の三日間を計量日と決め、その日に購入した商品を自宅で再計量するという方法で行ったものです。

その結果は下の表のとおりで次のようなことが明らかになりました。

(1)目の前で計る面前計量商品は、正味量表記商品（とくに箱や袋入りの菓子、パックされた肉類、野菜類など）に不足が多い。

(2)計るとき、計量器の針が止まらないうちに商品をおろしてしまうことがある。

(3)野菜などは量目表示のない盛り売りが多く、問題があると思われる。

(4)電子計量器は、風袋の重さをどのように扱っているのかわかりにくい。また、風袋引きのランプがついていたにもかかわらず不足していた。

このように、計量はまだまだ不正確なのが実情です。私たち消費者にとって、商品の品質や価格とともに、正確な計量は欠かすことができません。

そこで、計量を正確にすることを目的に定められている計量法のなかから、消費者として知っておきたい知識をご紹介しましょう。

(1)商品には、先に述べましたように、客の目の前で計って販売する面前計量の商品と、あらかじめ密封して販売する正味量表記商品の二つがあります。

(2)計量法では、各商品ごとに許容誤差の値（量目公差）を定めています。

(3)風袋（ハリ紙、竹の皮、発泡スチロール容器など）や牛肉のつけあぶらは量目に含まれません。

(4)業務用計量器は、毎年、定期検査を受けて合格したものを使わなければなりません。合格したものには検査済証がはられていますのでよく注意しましょう。

そのほか、商品の計量中にはかりの指針をじっと見て止まるのを確認すること、盛り売りはなるべく量目を確かめて購入することなどを心がけ、不審な場合はその場で申し出るようにしたいものです。

（交通労政課）

計量調査結果

(1) 面前計量商品

	総数	不足	適正	超過
牛肉・豚肉	30	5	17	8
鶏肉	2	0	2	0
食肉加工品	16	1	11	4
塩干魚	9	0	7	2
卵	3	0	1	2
野菜	12	1	10	1
果物	1	0	1	0
つけもの	1	0	0	1
菓子	5	1	3	1
佃煮そう菜	5	0	2	3
合計	84	8	54	22

(2) 正味量表記商品

	総数	不足	適正	超過
牛肉・豚肉	17	4	12	1
鶏肉	9	1	7	1
食肉加工品	12	3	7	2
塩干魚	7	1	3	3
卵	1	0	1	0
野菜	23	5	16	2
果物	3	0	3	0
つけもの	5	0	4	1
菓子	26	7	15	4
佃煮そう菜	3	0	3	0
合計	106	21	71	14

信用と技術を大切にしています

木造建築のことなら
ぜひ当社にご用命を

住宅の新築・増改築はローンをご利用下さい。
手続は簡単、当社にお気軽にご相談下さい。

京都府木造住宅ローン(株)取次店
宇治　木幡
御蔵山商店街
大力建設
☎0774(31)5038